

実 務 事 例

分類	給与(住居手当)	作成年月日	H24.9.28
表題	住居手当認定取り消し事務		
内容	<p>① 事務処理内容 現況調査で扶養手当認定の誤りに気付き、認定取り消しの手続きを行った。その時、住居手当を受給している事はおかしいと判断し手続きを始めた。</p> <p>経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校職員Aは世帯主ではないが、夫の職場に制度がないということで、H21前任校で認定。 ・認定時は、世帯主ではないものの、所得が夫よりも上回っていたため認定に問題はない。 ・途中、現況調査の必要があったが、育児休暇を取得中で2年間調査がなされなかった。 ・H24の現況調査で世帯主の方が200万円ほど所得が上回っていたため認定取消を行った。 <p>② 問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと） 前任校で認定されていたため、前任校の先生と確認作業や資料の郵送等に時間がかかった。また、認定時は認定要件を満たしていたが世帯主である夫が民間の住宅会社で所得の変動が一年間で100万円～200万円の差がでることがわかり調査の重要性を感じた。今回の現況調査では、職員より200万ほど上回っていた為、認定取り消しとなり手続きをしたが、年に1回は所得証明書をとり、本人は確認するように進めた。</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学人へ細かく説明(電話、手紙等) (2) 前任校へ連絡し、約1年間の給与がわかる書類を郵送してもらう。 (育児休業取得のため H21.8～H22.7 の給与明細確認) (3) 学人へ書類郵送 <ul style="list-style-type: none"> ・公平に所得を比較する資料 ・顛末書(本人、現学校長) ・住居手当認定簿(取り消し)・支給開始(停止)は遡って記入 		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の所得比較資料 ・顛末書 ・住居手当認定簿（取り消し） 		
感想	<p>扶養手当の申し出があった時点で、住居手当のことまで気がまわらず現況調査で気がついてしまった事に反省した。すぐに学校人事課へ確認をとり電話、FAX, である程度の処理方法を教えてもらったのでその後の処理がスムーズに進んだ。顛末書については、前任校で認定されており、本来なら前任校で処理をすべき所の事を現任校の学校長名で提出しなくてはならず、何だか申し訳なかった。</p> <p>H25から持家の住居手当は廃止となるが、今後は、扶養手当認定、住居手当認定はセットで考えなくては・と思った。また、民間会社は大きな所得変動があることがわかった。立ち入った内容になるので言い出しにくい面もあるが、注意しておこうと思った。</p> <p>参考までに・学校人事課へ育児休業中の手当関係についてお尋ねをしました。</p> <p>Q 育児休業中に住居移転等変更があった場合に提出する書類は？</p> <p>A 住民票等の関係で住居手当認定簿を提出する。 通勤手当については、復職後提出する。</p> <p>※基本的に、変化があったときにはその都度提出するのが望ましいとのことでした。 育児休業中であっても、本人との連絡は密にしておくことが大切だなと感じました。</p>		

}

すぐに
本人返納

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等